

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年3月26日

札幌市長 秋元 克広



記

- 1 指定管理者の名称  
一般財団法人札幌産業流通振興協会
- 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地  
名 称：札幌産業展示場  
所在地：札幌市豊平区月寒東3条11丁目
- 3 管理を行わせる期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- 4 管理業務の範囲
  - (1) 統括管理業務
  - (2) 施設・備品等の管理に関する業務
  - (3) 事業の計画及び実施に関する業務
  - (4) 施設の利用等に関する業務
  - (5) 上記(1)から(4)に掲げる業務に付随する業務
- 5 利用料金に関する事項  
地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用する。利用料金は、札幌産業展示場条例で定める額を上限として、札幌市の承認を得て定めることができる。